

第四回 予報業務許可事業者講習会 民間予報業務監理官挨拶（概要）

平成23年6月17日

（はじめに）

民間事業振興課民間予報業務監理官の中村と申します。第四回予報業務許可事業者講習会の開催にあたりまして気象庁を代表して、御挨拶申し上げます。

本日お集まりいただいた気象予報士の皆様におかれては、予報業務許可事業者の中核となる予報技術者として日々御尽力いただき、敬意を表するとともに心より感謝申し上げます。

（東日本大震災）

「東日本大震災」が発生して、3ヶ月以上が経過しました。この震災により死者・行方不明者2万3千人を超える未曾有な被害がもたらされ、未だに8万人を超える方々が厳しい避難生活を余儀なくされる状況にあります。あらためて、我々が業務の対象としている自然現象が時としてもたらす災害の大きさ、厳しさを、改めて痛感させられているところです。

現在、被災地はもちろんのこと、支援にあたる多くのかたがたにとって、気象情報は様々な活動・判断のベースとなる重要な情報となっています。気象情報がもとで被災地が混乱することのないよう、情報を発信する我々としては、慎重な対応に心がけたいところです。

（予報業務許可制度と社会的責任）

さて、皆様の業務が依って立つ「予報業務許可制度」は、気象業

務法第一条に規定された「気象業務の健全な発展を図り、災害の予防や、交通の安全、公共の福祉の増進に寄与する」という目的を果たすために設けられたものです。「東日本大震災」のような災害時はもちろんのこと、普段から気象に関わる者としての社会的責任、企業責任を自覚し、技術の進展や限界を十分に理解した上で、質の高い気象情報の提供に努めてゆくことが大変重要になってくるものと考えています。

（講習項目について）

本日の講習会では、警報に関連するテーマを準備しました。皆さまご承知の通り、警報については気象業務法第23条の規定により、気象庁以外の者がしてはならないとされており、違反した場合、気象業務法第46条の規定により罰せられます。しかしながら、気象庁においてどのような作業の流れにより警報発表を行っているのかを皆さまに理解いただくことは、各事業者が行う解説・予報業務等の技術の向上や、気象警報を利用者に分かりやすく伝えていただくための参考になるのではないかと考えています。

（おわりに）

言うまでもなく、気象の解析・予報等に関する技術は日々進歩しています。本日の講習会で得た情報等を、是非、今後の業務にフィードバックして、業務の改善に役立てていただくことを期待しております。

以上、私からのご挨拶といたします。

（以上）